巡回入浴サービスの利用認定について

資料10

**サービス内容**

平成２７年6月16日

江戸川区

 計画相談支援事業所

連絡会

　　○巡回入浴車による入浴サービスを最大週2回ご利用できます

　　　・デイサービス等の入浴を利用していて巡回入浴も希望する場合は合わせて週2回

　　　　を目安に調整いたします

　　　・デイサービス等での入浴未実施の週は、週2回ご利用可能です

**（注）**日中活動系サービスで、入浴サービスを行っているのは、障害者支援ハウス（生活介護・

地域活動支援センターⅡ型）、地域活動支援センターアンティ（生活介護）、とらいあんぐる（地域活動支援センターⅡ型）となります。

このうち、巡回入浴の対象となる方が利用できる入浴サービスを行っているのは、障害者支援ハウスです。障害者支援ハウスで入浴サービスを受ける場合は、キャンセルにかかわらず巡回入浴の回数を調整します。

（身体障害者相談係が障害者支援ハウスの入浴利用者リストで把握しています）

**対象者になるかた**

　　○身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方で、常時寝たきり又はこれに準ずる方

○原則18歳以上の方

（但し障害状況、体格、家庭の介護能力等を勘案して考慮します）

※以下の方は対象となりません（判明した場合、サービスの中止となることもあります）

○介護保険該当の方（介護保険のサービスをご利用ください）

　　（生活保護受給世帯で介護保険2号該当者は障害者福祉課でサービス利用が可能です）

○伝染性疾患の方

○日常生活用具でシャワー入浴が可能な方

（シャワーチェア・移動用リフト等でシャワー浴が可能な方）

○ヘルパーや訪問看護等対応でシャワー入浴が可能な方

○住宅改修でシャワー入浴が可能な方

　　○施設に入所している方

**利用の際の注意**

　　○入浴の際は原則として家族等の立ち会いをお願いします

　　　　単身の方で、立ち会いをお願いできる方がいない場合は、必ずしも立ち会いは必要ありません

　　　　また、ヘルパー（家事援助・重度訪問介護）による立ち会いも不要です

　○利用料金は原則1割負担です。但し住民税非課税・生活保護世帯の利用料金は無料です

　　　※水道代・電気代等の光熱費は自己負担になります